

第1節 防災組織・防災拠点の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結び付く自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 市の防災組織

1 伊達市防災会議

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 災害対策本部

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第1 2」を参照するものとする。

第2 防災関係機関の防災組織

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第3 1」を参照するものとする。

2 組織編成

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第3 2」を参照するものとする。

第4 応援協力体制の整備

1 広域市町村間の相互応援協定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 1」を参照するものとする。

2 大規模災害時における相互応援協定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 2」を参照するものとする。

3 消防の相互応援

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 3」を参照するものとする。

4 県、指定地方行政機関、他市町村長からの職員派遣要請に対応するための資料整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 4」を参照するものとする。

5 経費の負担

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 5」を参照するものとする。

6 民間協力計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第4 6」を参照するものとする。

第5 その他の防災組織

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第5」を参照するものとする。

第6 防災拠点の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1節第6」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(市民生活部、総務部)

地震災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信施設設備の整備

1 伊達市防災行政無線の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第1 1」を参照するものとする。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第1 2」を参照するものとする。

3 各種情報手段の活用

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第1 3」を参照するものとする。

第2 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 その他通信連絡網の整備・活用

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第2 2」を参照するものとする。

第3 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

このことについては、「一般災害対策編 第1章第2節第3」を参照するものとする。

第3節 市街地の防災対策

(建設部)

市街地において地震が発生した場合、市民の生命、財産の被害が大きくなる恐れがあることから、市は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な防災対策計画を策定する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック壁等安全対策
- (4) 定期調査報告
- (5) 生垣の普及促進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により必要限度の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないのが現状である。このため市は、県の関係機関等と連携し、耐震工法及び耐震補強等の重要性についての啓発を図り、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定制度

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により、判定活動体制の構築を図る。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

市は、地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3階以上のものを対象に落下物の実態調査を行うとともに、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、県の関係機関と連携し、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 市は、県の関係機関と連携し、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険個所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀を設置している市民に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (4) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵

守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火装置を講じた建築物の建築を推進する。

- ① 防火地域は、原則として容積率400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連担する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。
- ② 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

市は、新築、増改築の建築物については、建築基準法に基づき防火指導を行い、建築物の耐震、不燃化を進める。また、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

① 既存建築物に対する改善指導

市は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

② 防火対象物定期点検報告制度

市は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じて、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に、応急活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じて耐震性の確保を図る。

(1) 防災上重要な建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物として指定する。

- ① 防災拠点施設：市役所本庁舎、梁川分庁舎、伊達総合支所、霊山総合支所、月舘総合支所
- ② 避難施設：市立中学校、市立小学校、市立体育館、公民館・集会所等、社会福祉施設

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、当面必要に応じ耐震補強工事を行う等、耐震性の確保を図る。

(3) 建築設備の耐震性確保

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常用設備の整備に努める。

第3 防災空間の確保

1 公園等の整備

公園等は、市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、市民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生には、延焼防止、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。市は、都市計画マスタープランに基づき、計画的に整備を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は、人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

市は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の救急活動に効果を発揮する幹線道路のネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

3 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、市は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

4 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集团的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

5 土地区画整理事業の推進

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的效果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

市は、土地区画整理事業の計画を概ね次の基準により策定する。

(1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

- ① 施行地区の面積は、原則として5ヘクタール以上とする。
- ② 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時には、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。
- ③ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時には、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。
- ④ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難地となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

(2) 組合施行土地区画整理事業

- ① 施行地区の面積は、原則として10ヘクタール以上とする。
- ② 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積の概ね25%以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。
- ③ 都市計画道路（幅員12メートル以上）を適切に配置する。

第4節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

(上下水道部)

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

市は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備・自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業は多額の設備投資費用を必要とすることから、補助事業による財政負担の軽減や、市からの財政的支援などにより、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

市は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

- (1) 市は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図るものとする。

4 福島県水道地震対策推進計画書

震災による水道施設の被害の軽減、あるいは被災後の水の供給及び施設の復旧を効率的に進めることを目的に県が定めた「福島県水道地震対策推進計画書」には、市町村の事前対策、災害時対策、恒久復旧対策等の行動指針が定められている。市は、この行動指針を基本に、本市の現状にあわせることにより実際の行動に役立てるものとする。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。

- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
- (5) ポンプ場及び処理場内の各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保等

市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

第3 工業用水道施設予防対策

工業用水道施設等の整備

市は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。

- (1) 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。
- (2) 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。
また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。
- (3) 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

(東北電力(株)福島営業所、(社)福島県エルピーガス協会、各LPGガス販売事業者)

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給を図るため予防措置を講ずるものとする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第7節第1 1」を参照するものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

① 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行うものとする。また、地盤条件に応じて、可とう制のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計を行うものとする。

② 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

③ 配電設備

ア 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

イ 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行うものとする。

④ 通信設備

屋内外に設置する装置については、(社)日本電気協会が定める「電力保安通信規程」における「電力保安通信設備の地震対策」に基づいて設計を行うものとする。

(2) 電気設備の維持管理

電気事業法第42条に基づき定めた「保安規定」に則り、電気工作物を維持するにあたって必要な巡視、点検及び検査等を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

① 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

② 災害対策を円滑に推進するために、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧

対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、本市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第7節第2 1」を参照するものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の耐震性の強化計画

① 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

② 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

③ 耐震性配管への切替

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替を行うものとする。

④ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、感震機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

⑤ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行なう等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速、かつ、的確に行なうための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

① 修理用工具類

② 車両、機械

③ 点検用工具類

④ 非常食、飲料水

⑤ 救急医薬品

⑥ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

⑦ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行なうため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピー

ガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

- ① 住宅地図の整備・管理の在り方
- ② 集合住宅の開栓の在り方
- ③ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速、かつ、的確に防災活動を実施するため、市及び県の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第6節 鉄道施設災害予防対策

(東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店、阿武隈急行(株))

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設毎に予防措置を講ずるものとする。

第1 災害予防対策

1 防災体制の確立

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、市及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

- ① 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。
- ② 線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(3) 要員及び資機材の確保

- ① 災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要項を定めておくものとする。
- ② 災害復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。
- ③ 災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておく。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

- ① 関係気象官署(福島地方気象台等)との連絡を緊密に行い、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。
- ② 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ① 予想される災害及び対策に関する知識
- ② 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ③ 事故処理要領に関する知識

- ④ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ① 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- ② 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- ③ 旅客等の避難誘導訓練

第7節 電気通信施設等災害予防対策

(総務部、東日本電信電話(株)福島支店、ふくしま未来農業協同組合)

電気通信施設等の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて東日本電信電話(株)福島支店に災害対策内規を制定し、迅速かつ適確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第1 施設の現況

1 建造物・設備等の現況

(1) 交換機設置箇所

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造の設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

- ① 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。
- ② 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

- ① 地下ケーブル
地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。
- ② 橋梁添架ケーブル
二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

2 災害対策用機器

所外設備応急用資機材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

第2 実施計画

1 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶えるような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次的災害(火災)に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備発電機を常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

3 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

(1) 物資対策

県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。

(2) 電源対策

商用電源の供給要請。

(3) お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請。

第8節 道路及び橋りょう等災害予防対策

(建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所、伊達警察署)

市をはじめ施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 市管理の道路及び橋りょう災害予防計画（建設部）

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部分の路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂、陥没、沈下、隆起にともなう道路施設の破壊が予想される。

本市には、土砂崩落等の危険箇所が数多く存在している。また、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないものなどがある。

2 計画目標

法面崩落、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、国、県の協力を得ながら架替、補強を推進、検討し、落橋防止対策を行う。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施するものとする。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩落が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について調査するとともに、その対策工事を実施検討する。

(2) 橋りょうの整備

既存橋りょうについては、国、県の指導に基づき震災点検調査を実施し、震災対策の必要な橋りょうについては、架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強の実施を検討する。

また、新設橋りょうについては、国、県の基準を準用し、構造設計上のみではなく、全体の地形、地質等を含めた橋全体の構造を耐震的に配慮するものとする。

第2 国・県管理の道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂、陥没、沈下、隆起が、高盛土部分においては地滑り、地割れ等が、また切土部や山間部においては、土砂崩れ、落石等が予想され、軟弱地盤地帯では地震による液状化も予想される。また、橋りょうについては損傷等も予想される。

2 計画目標

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

3 実施計画

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について必要な点検・調査を実施し、対

策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

- ① 道路切土法面、盛土法面等の点検調査
道路路面等への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。
- ② 道路の防災対策工事
上記に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補強等対策工事を推進する。

- ① 橋りょう耐震点検調査
所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。
- ② 橋りょうの耐震補強の実施
上記①に基づき道路の補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。
- ③ 耐震橋りょうの建設
新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

(3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材の緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

第3 農道、林道及び橋りょう災害予防計画（産業部）

1 現況

地震による農道、林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられる。

2 計画目標

市内各地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護等の措置、また老朽橋については架損補強等を推進し、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道、林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、調査のうえその箇所を把握するとともに、県と協議のうえ計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋りょうの整備

農道・林道橋りょうについては、耐震基準により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを定期的に点検し、耐震上不十分であれば県と協議のうえ対策を実施する。

第4 道路付帯施設災害予防計画（伊達警察署）

1 現況

地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。従って、特に軟弱地盤地帯における施設、老朽施設については主要交差点の信号が滅灯する箇所がある。

2 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

3 実施計画

(1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について調査を行うとともに、住家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強、補修を実施する。

(2) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、県の定める交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

(3) 信号機電源付加装置の整備

管内の主要交差点に信号機電源付加装置等の整備を検討する。

(4) 災害時応急可搬式信号機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、重要交差点の交通処理を行うための応急可搬式信号機の整備を検討する。

(5) 道路交通情報、提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の収集、提供を図るため、道路交通情報収集、提供装置の整備を検討する。

第9節 河川等災害予防対策

(建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所)

河川、ため池、砂防施設等は地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

1 現状

本市の河川は、市の北西部を北流する阿武隈川をはじめ、広瀬川、塩野川、山舟生川、伝樋川、東根川など1級河川があり、いずれも阿武隈川に注いでいる。

広瀬川や阿武隈川は河川改修事業により築堤・堤防の強化が図られ、整備が進められているものの、依然として未整備箇所もあり、さらに地震による堤体等の被災が生じた場合には、大きな被害が発生するおそれがある。

2 計画

河川改修については、国、県の協力を得ながら計画的に改修を図る。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 砂防施設災害対策

1 現状

本市には、山間の河川流域に沿って耕地や集落が散在し、台風、集中豪雨による河川の氾濫や、がけ崩れの災害を受けやすい地形がある。そのため、土石流の発生する恐れのある溪流が数多く存在し、その対策として砂防ダム等により施設整備を図っている。

2 計画

地震により、土砂災害が甚大になると想定される土石流危険溪流について土石流対策事業の促進を図るとともに、老朽化した砂防ダム等においては、その施設の安全性の検討を行い、その結果により国、県の協力を得ながら補強等の整備を行う。

第3 ため池施設災害対策

1 現状

本市には貯水量1,000m³以上のため池が87カ所あり、大半が明治時代以前に築造され老朽化したため池である。このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させる恐れがある。

2 計画

土地改良事業長期計画により、県の協力を得ながら緊急性の高い地区から順次整備を進める。

第10節 地盤災害等予防対策

(建設部)

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。従って、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性や災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 地すべり災害予防対策

1 現状

地震により地すべり危険箇所では、地すべりが誘発助長され、地域の住家・公共施設等に被害を与えることが予想される。

本市の地すべり危険箇所は3ヶ所あり、その対策として地下水排除工事等により施設整備を図っている。

2 計画

地すべりによる災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行うとともに、国、県の協力を得ながら地すべり対策事業を推進する。

第2 急傾斜地崩壊対策

1 現状

本市の急傾斜崩壊危険箇所は、Ⅰ68ヶ所、Ⅱ100ヶ所、準ずる斜面1ヶ所の計169ヶ所と数多く存在する。急傾斜崩壊危険区域としては58ヶ所が指定され、その対策として法面工等による施設整備を図っている。

2 計画

本市は、崖崩れ災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民へ危険地域の周知を行うとともに、地震により崖崩れが助長、誘引されないよう国、県の協力を得ながら急傾斜地対策事業を促進する。

第3 二次災害予防対策

市は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

また、市は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備に努めるものとする。

第11節 火災予防対策

(市民生活部、建設部、伊達地方消防組合、消防団)

地震発生による被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、市、伊達地方消防組合及び消防団は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に火災する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市、伊達地方消防組合及び消防団は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は1人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断などを実施する。

3 住宅火災警報器の設置の推進

市、伊達地方消防組合は高齢者をはじめ災害要援護者等の住宅火災被害の未然防止をはかるため、消防法による住宅用火災警報器の設置を徹底する。

4 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に抑えるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は防火管理者の資格付与講習会を開催すると共に、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように施設管理者が指導を行う。

5 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、伊達地方消防組合は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入り検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行なう。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第4 1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第4 2」を参照するものとする。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第5 1」を参照するものとする。

2 建築物の防火対策

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第5 2」を参照するものとする。

3 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、伊達地方消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第4 消防力の強化

1 消防力の強化

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第1 1」を参照するものとする。

2 広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第5節第2」を参照するものとする。

第5 消防水利の整備

市は、地震による消火栓等人工水利の障害に対応すべく耐震性の貯水槽の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保など水利の多様化に努めるとともに、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行ない、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

第6 救助体制の整備

伊達地方消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材の整備を検討するとともに、訓練を行なうなど初期救助の体制整備を図る。

第12節 緊急輸送路等の指定

(建設部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所)

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行なうため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 県指定の緊急輸送路等

1 第1次確保路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第1 1」を参照するものとする。

2 第2次確保路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第1 2」を参照するものとする。

3 第3次路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第1 3」を参照するものとする。

第2 市緊急輸送路の指定

1 第1次確保路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第2 1」を参照するものとする。

2 第2次確保路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第2 2」を参照するものとする。

3 第3次確保路線

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第2 3」を参照するものとする。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第3」を参照するものとする。

第4 緊急輸送路等の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第8節第4」を参照するものとする。

第13節 避難対策

(市民生活部、建設部、健康福祉部、教育部、伊達地方消防組合、消防団)

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、市において適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

市は、地震による火災、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化についても考慮するものとする。

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準
- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区等対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第1 5」を参照するものとする。
- 6 指定避難所の管理に関する事項
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第1 6」を参照するものとする。
- 7 指定避難所の整備に関する事項
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第1 7」を参照するものとする。
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第1 8」を参照するものとする。
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第1 9」を参照するものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2」を参照するものとする。

- 1 指定緊急避難場所の指定
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 1」を参照するものとする。
- 2 管理者の同意
このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 5」を参照するものとする。

6 指定した施設の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第2 6」を参照するものとする。

第3 指定避難所の指定等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3」を参照するものとする。

1 指定避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第3 5」を参照するものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第4 2」を参照するものとする。

3 学校を指定する場合の措置

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第4 3」を参照するものとする。

4 県有施設の利用

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第4 4」を参照するものとする。

第5 避難所の選定等**1 避難地区分け**

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第5 1」を参照するものとする。

2 避難所の機能強化

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第5 2」を参照するものとする。

3 福祉避難所の確保

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第5 3」を参照するものとする。

4 その他の施設の利用

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第5 4」を参照するものとする。

第6 避難路の選定等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第6」を参照するものとする。

第7 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第7」を参照するものとする。

第8 学校、医療機関等における避難計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第8」を参照するものとする。

1 学校等の避難計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第8 1」を参照するものとする。

2 医療施設等における避難計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第8 2」を参照するものとする。

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第9節第8 3」を参照するものとする。

第14節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

(健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関)

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

市は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療(助産)救護体制の整備

1 医療(助産)救護活動体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 血液確保体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第1 3」を参照するものとする。

4 後方医療体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第1 4」を参照するものとする。

5 傷病者搬送体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第1 5」を参照するものとする。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第2 1」を参照するものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第2 2」を参照するものとする。

3 感染病患者隔離受入体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第2 3」を参照するものとする。

第3 応援医療体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第10節第3」を参照するものとする。

第15節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(市民生活部、産業部、上下水道部、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会)

市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行なうため、防災資機材等の整備を図る。

また、市民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

このことについては、「一般災害対策編 第1章第11節第1 1」を参照するものとする。

2 生活物資

このことについては、「一般災害対策編 第1章第11節第1 2」を参照するものとする。

第2 飲料水等の確保

このことについては、「一般災害対策編 第1章第11節第2」を参照するものとする。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第11節第3 1」を参照するものとする。

2 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第11節第3 2」を参照するものとする。

第16節 航空消防防災体制の整備

(市民生活部、伊達地方消防組合)

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想されるため、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者運搬等の消防防災活動が極めて有効である。

第1 ヘリコプターの活動目的

地震発生に予想される被害形態をふまえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・ 陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・ 被害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・ 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・ 上空から市民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・ 火災における情報収集、伝達、市民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・ 陸上交通が遮断された地域への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・ 地震災害危険箇所等の調査
- ・ 各種防災訓練等への参加
- ・ 市民への災害予防の広報

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

このことについては、「一般災害対策編 第1章第12節第2」を参照するものとする。

第17節 防災教育

(市民生活部、教育部、伊達地方消防組合)

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、市民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、地域の中で積極的な防災活動を展開することが重要である。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるものとする。

第1 一般市民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く市民に防災知識について普及啓発を行うものとする。

(1) 実施時期

実施時期としては、下記の地震災害に関する事項を重点とし、併せて年間を通した計画的な普及啓発活動に努めるものとする。

地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

(2) 普及の内容

防災知識の普及啓発にあたっては、地震災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等、家庭での予防・安全対策、市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握等、避難先や連絡方法等の家族での話し合い、正確な防災情報の受信方法とその情報に基づく行動等、市民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする。

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、広報誌、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体の積極的な利用を図り、防災意識の普及に努める。

第2 防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、医療機関、旅館等の不特定多数の者が利用する施設においては、地震災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

1 医療機関等における防災教育

医療機関等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時においてとくに大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 旅館等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的の実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、出火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため伊達地方消防組合は、防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるよう、施設管理者に指導を行う。

第3 防災対策要員に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編 第1章第13節第3」を参照するものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

このことについては、「一般災害対策編 第1章第13節第4 1」を参照するものとする。

2 学校行事における防災教育

このことについては、「一般災害対策編 第1章第13節第4 2」を参照するものとする。

3 教科目による防災教育

このことについては、「一般災害対策編 第1章第13節第4 3」を参照するものとする。

4 教職員に対する防災研修

このことについては、「一般災害対策編 第1章第13節第4 4」を参照するものとする。

第18節 防災訓練

(市、防災関係機関、市民)

災害発生時に迅速、かつ、的確な行動を行なうためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等やボランティアの参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

市（市民生活部）は、大規模な地震の発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、市は、単独あるいは他の市町と合同、又は県北地方振興局との共催による総合防災訓練を毎年実施するよう努めるものとする。

2 訓練項目

このことについては、「一般災害対策編 第1章第14節第1 2」を参照するものとする。

第2 個別訓練

1 概要

市及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

市及び防災関係機関は、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速、かつ、適切に行なえるよう通信訓練を実施する。

また、有線及び市防災行政無線が使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行なうため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(3) 災害対策本部運営訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行なうため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(4) その他の訓練

市は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(5) 訓練の評価と地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかとするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練**1 概要**

このことについては、「一般災害対策編 第1章第14節第3 1」を参照するものとする。

2 事業所（防火管理者）における訓練

このことについては、「一般災害対策編 第1章第14節第3 2」を参照するものとする。

3 自主防災組織等における訓練

このことについては、「一般災害対策編 第1章第14節第3 3」を参照するものとする。

4 一般市民の訓練

このことについては、「一般災害対策編 第1章第14節第3 4」を参照するものとする。

第19節 自主防災組織の整備

(市民生活部、伊達地方消防組合)

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心としての自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

特に、地震災害においては倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

第1 自主防災組織の育成指導

このことについては、「一般災害対策編 第1章第15節第1」を参照するものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

このことについては、「一般災害対策編 第1章第15節第2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第15節第3 1」を参照するものとする。

2 日常の自主防災活動

このことについては、「一般災害対策編 第1章第15節第3 2」を参照するものとする。

第4 地区防災計画の作成

このことについては、「一般災害対策編 第1章第15節第4」を参照するものとする。

第20節 要配慮者予防対策

(市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会、医療機関)

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、「要配慮者」の防災対策を積極的に推進していくことが、重要な課題となっている。

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の作成

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第1 1」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第1 2」を参照するものとする。

3 避難のための情報伝達

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第1 3」を参照するものとする。

4 避難行動要支援者の避難支援

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第1 4」を参照するものとする。

5 個別計画の策定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第1 5」を参照するものとする。

第2 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第2 1」を参照するものとする。

2 組織体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第2 2」を参照するものとする。

3 緊急連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第2 3」を参照するものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第2 4」を参照するものとする。

第3 在宅の要配慮者対策

1 情報伝達体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第3 1」を参照するものとする。

2 防災知識の啓発

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第3 2」を参照するものとする。

3 支援体制等の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第3 3」を参照するものとする。

第4 外国人への防災対策

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第4」を参照するものとする。

第5 避難所への移送

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第5」を参照するものとする。

第6 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）の推進

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第6 1」を参照するものとする。

2 福祉避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編 第1章第16節第6 2」を参照するものとする。

第21節 ボランティアとの連携

(市民生活部、健康福祉部、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部)

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの受け入れに対して、災害ボランティアセンターを設置の上、市及び市社会福祉協議会などが相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行う。

また、ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第1」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 情報共有

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 コーディネート体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 ボランティア保険

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第3 3」を参照するものとする。

第4 ボランティアの活動内容

このことについては、「一般災害対策編 第1章第17節第4」を参照するものとする。

第2.2節 危険物施設等災害予防対策

(市民生活部、伊達地方消防組合、各危険物取扱事業者)

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 現況

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第1.1」を参照するものとする。

2 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第1.2」を参照するものとする。

3 事業計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第1.3」を参照するものとする。

4 安全対策の強化

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第1.4」を参照するものとする。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 現況

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第2.1」を参照するものとする。

2 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第2.2」を参照するものとする。

3 事業計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第2.3」を参照するものとする。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 現況

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第3.1」を参照するものとする。

2 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第3.2」を参照するものとする。

3 事業計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第3.3」を参照するものとする。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第4.1」を参照するものとする。

2 事業計画

このことについては、「一般災害対策編 第1章第1.8節第4.2」を参照するものとする。